

熱田本平家物語の漢字とその用法の一側面(三)

——「贊」の用法を中心に——

山 田 俊 雄

先に序論といふべき一編に加へて、「熱田本平家物語の漢字とその用法の一側面」と題して、兩三回にわたつて、本誌上に小稿を公けにしたが、その論考に十分論じ尽すことを保留した個別的な小問題のうちの一つを取扱ふのが、本稿である。

一般に漢字の用法の、過去の状況は、今日依然として晦冥のまゝに十分な調査が遂げられてゐないので、本稿に取上げる問題は、かなり一般的な問題に連関を有するものではないかと、筆者は考へてゐるが、敢へて、個別的な、局限された問題として処理しようといふ態度を守り、現在の筆者の力で可能な限りの解答を与へて見ることにした。即ち、問題自体のパスベクティヴが、未だ明確になつてゐないといふ意味から、抑制した態度を取るのが妥当だと思はれるからである。いいかへると、問題の提起自体が、本稿の目的の大部分である。

さて、本誌第十号の拙稿(六六頁上段・八二頁上段)に、「贊カハル スツ名」と記して、「贊」の字が「カハル」および「スツ」といふ語に用ゐられた事実の存することを明かにして置いた。また第十二号の拙稿(五九頁下段)においても分明にしておいた。今日の漢字用法の規範意識に従ふならば、「替」を「カハル」または「カフ」といふ語に対応せしめることは、全く妥当なことであり、一点の疑念をさしはさむ余地は存しないが、「贊」を「カハル」と読むことについては直ちに奇異の感が抱かれるであらう。重ねていふが、カハル(すなはち交替、代替の熟語の意味するところに相当する和語)の意味と語形とを、「替」で書記するに當つては、何ら抵抗がなく、漢和字典の記載にも反しないが、その同じ語カハルを「贊」で書記するとしたら、それは、直ちに誤りであるといふことが云はれるであらう。

しかもまた、この熱田本平家物語において巻第二以外の巻

巻ではいかがであるかといふに、「カハル」の語と「贊」との対応関係は必ずしも見られないのである。次にカハル・カフの語の出現する場合を巻を追つて列挙してみる。

因みに、巻第一は本文の系統が異なり、明かに異筆であるから省略すべきであるがただ参考までに冒頭にあげて置く。

- 〔巻第一 5才7〕 替^{ヘテ}ニ拍子^ヲ
 - 〔 〃 〃 25才6〕 十九^{ニテ}替^ヘレ様^ヲ
 - 〔 〃 〃 27才6〕 加様^ニ変^{カヘ}レ様^ヲ
 - 〔 〃 〃 27才7〕 若^キ娘^{ドモタ}ニ更^ルレ様^ヲ世^ノ間^ニ
 - 〔 〃 〃 28ウ1〕 加^ニ様^ニ変^{ヘテ}レ様^ヲ
 - 〔 〃 〃 28ウ4〕 替^ルモ^レ様^ヲ理^リ也
 - 〔 〃 〃 30才3〕 常^ニ申^{サセ}替^{サセ}御^座有^中ニ
 - 〔 〃 〃 34才3〕 周公^旦ノ替^リニ成^王ニ
 - 〔 〃 〃 49才1〕 気色^替ツ
 - 〔 〃 〃 50ウ4〕 転^シ玉^ヘルニ太^政大臣^ニ替^リニ
- 巻第一では「替」のほかにわづかに「変」「更」が見えてゐるわけであるが「贊」は見当らない。
- 次に巻第二では、上述のやうに、すでに前回・前々回の拙稿の一覽表において示したのであるが、ここでは、一々にその出現の文句を明かに示す。問題の「贊」は
- 〔巻二 6才9〕 贊^{レトモ}レ人^ハ不^スニ^{カハラ}送^ニ祐^慶ハ^一
 - 〔巻二 17ウ1〕 夜^ルノ間^ニ贊^ル挙^動
- において「カハル」の訓にあてられてゐる。
- もつともこの「贊」の字は

〔巻二 71才2〕 牛飼^失レ色^ヲ贊^ニ牛車^ヲ

の一例で、「スツ」(捨)にあてられることがある(これは後に改めて言及するつもりである)のは前述のとほりである。

したがつて、右の「贊」の二例を除くと、「カハル」「カフ」の語にあてられた字は、右の次の七種である。

- 〔巻二 6才9〕 (前出)
 - 〔巻二 47才5〕 世^々ハ送^{カヘ}レトモ風^情ハ^ニ捏^フ
 - 〔巻二 11ウ8〕 色^モ不^レ変
 - 〔巻二 34ウ8〕 不^{カハラ}レ^ス躰^ヲ
 - 〔巻二 24ウ5〕 替^{カハラ}ニ重^盛カ身^ニ
 - 〔 〃 〃 34ウ9〕 替^ヘレ躰^ヲ
 - 〔 〃 〃 35才4〕 世^ノ替^行有^様
 - 〔 〃 〃 41ウ3〕 可^キニ裁^替フ一^淨衣^モ
- 代
- 〔巻二 13才7〕 代^{ヘテ}レ身^ニ申^有ニ^{ナクメ}
 - 〔 〃 〃 15才6〕 奉^レ代^リニ御^命ニ^モ
 - 〔 〃 〃 19ウ6〕 奉^マセ^{ント}コソ^レ代^リニ御^命チ^ニ
 - 〔 〃 〃 24ウ5〕 代^ラント^レ命^ニ契^{タル}侍^等モ
- 遷
- 〔巻二 34ウ9〕 不^{リツレ}レ^{カヘ}躰^ヲ

躰

〔卷三三才4〕引^{カヘテ}躰^{カヘテ}栄花袂^{トヲ}一

右のやうな状況であつて、先にあげた「贅」の字の二例の占める位置はその数からみて必ずしも軽いとはいへない。しかし乍ら、以下に示すやうに巻第三および、それ以下巻第十二(灌頂巻をふくむ)まで一例も見当らない。

以下「」の中は、その所在を示し

〔卷三八才6〕……巻第三八丁目の表・六行目のやうに読解すべく記載してある。「更衣」は覚一別本で「コロモガへ」とよむべき、一種の熟字訓であるが参考までに、あはせて登録した。

- 〔卷三八才6〕今一際事替^テ
- 〔 // 9才1〕天照太神入替^{セ下トテ}
- 〔 // 19才7〕替^ヘ狼^{クヒモノニ}
- 〔 // 20ウ〕易行^{カハリヲ}
- 〔 // 24才8〕可^フヤ^レ被^ルニ着替^ニ候^シ候^シ
- 〔 // 35ウ6〕不^レ及^ニ更衣^ニモ一
- 〔 // 36ウ2〕天魔入替^テ
- 〔 // 37才1〕内府替^テ身^ニ制留^ニニコソ
- 〔 // 38ウ4〕法皇ノ宣^モ申替^{サセ}坐^{ケル}
- 〔卷四五才10〕更衣
- 〔 // 16才8〕代^{ヘテ}レ身^ニ惜^ム馬

- 〔卷四18才8〕乗替一騎
- 〔 // 24才1〕山門ハ心替^シ
- 〔 // 26ウ9〕 //

〔卷五37ウ4〕春日野露^モ色^{カハリ}迭

- 〔卷六9才1〕可^キニコソ^レ替^{セ下}ニ御躰^何一
- 〔 // 12才10〕入替^ニ々々^ニ数剋^ニ責^ニ戦
- 〔 // 15ウ8〕替^レ命^ニ代^ニレ^シ身^ニ

〔卷七28ウ6〕躰^マ何^ト替^{ヘ下}躰^ハ

- 〔卷八5才10〕不^スレ替^{セ下}ハ
- 〔 // 24才7〕替^ヘ劣^ニ仕^ト
- 〔 // 28ウ3〕乘^ニ替^{ヨトテ}我^馬
- 〔 // 28ウ4〕乘^ニ替^テ下^ニ尾^白イ^ニ
- 〔 // 28ウ6〕乘^ニ替^{ヘタ}レ^トモ^主馬^一

- 〔卷九5ウ10〕畠山乗替^ニ乗^テ
- 〔 // 7ウ1〕武士等笠著^ノ替^ハテ候
- 〔 // 15才6〕申^ニ替^テ勲^功賞^ニ
- 〔 // 18才7〕河野^カ替^テレ身^ニ
- 〔 // 29才9〕入替^{々々}
- 〔 // 30才8〕熊谷^ハ乗替^ニ乗^テ

〔卷九 30ウ4〕平山ハ替テ身ニ

〔 〃 45才2〕皆替テ躰ヲ

〔 〃 〃 45才4〕不替下レ躰ヲ

〔卷一〇 9才3〕可キカトニ思食替セ下

〔 〃 〃 20才5〕早替レ躰

〔 〃 〃 21才8〕替ヘケン事ノニ躰ヲ副ヘ一鳴

〔 〃 〃 21ウ3〕躰替リテ御坐スワソモ

〔 〃 〃 25ウ7〕衰レ不スレ替麗

〔 〃 〃 26才1〕早替ンスワソトレ躰ヲモ

〔 〃 〃 26ウ9〕早替サセ下ケリニ御躰ヲ一

〔 〃 〃 28ウ4〕移レハ替ルニ云ナカラニ世ノ習トハ一

〔 〃 〃 33ウ5〕乱相入替々々

〔 〃 〃 33ウ5〕名乗替々々

〔 〃 〃 35ウ5〕早替ヘレ躰ヲ

〔 〃 〃 39ウ5〕我身ハ乗替ニ乗テソノ婦ケル

〔 〃 〃 44才6〕小篠原引ニ替テ緑色ヲ一

〔卷一一 10才1〕奉レ替ニ主ノ御命ニ一

〔 〃 〃 19才9〕常ニ着替フナレハ

〔 〃 〃 19ウ2〕重能ノ意一替リテ仕シタルト

〔 〃 〃 22才5〕忽ニ心替シテ

〔 〃 〃 30ウ1〕造ニ替劔ヲ一

〔 〃 〃 33ウ2〕着替テ

〔卷一一 35才3〕鑄替サセ給ケリ

〔 〃 〃 37ウ8〕不シテニ思替ヘ一

〔 〃 〃 40才3〕義経カ申ニ一代テ勲功ノ賞ニ一

〔 〃 〃 48才3〕今一度不スレ替躰ヲ

〔 〃 〃 48才3〕醗リ替ヨトテ

〔 〃 〃 50ウ8〕北方モ替ヘレ躰ヲ

〔卷一二 10才4〕替リ朝ニ変ルレ夕ニ世間ノ

〔 〃 〃 12ウ7〕乗替等モ下ロシテ

〔 〃 〃 32才2〕替セ下フニ御躰ヲ一

〔 〃 〃 32ウ4〕替レ躰ヲ弊レ容テラ

〔 〃 〃 33才1〕何事モ替終ヌル浮世ナレハ

〔 〃 〃 37才6〕引ニ替テ蘭麝ノ薫ヒニ一

〔 〃 〃 40ウ5〕曳ニ替テ欄束帯ヲ一

〔 〃 〃 41ウ2〕今ハ引替テ

以上(用字の総索引が未完成であつて極めて不完全であるが)の状況によつて、帰納せられる事實は、

(一)ニカハル・カフの語は、「替(替)」「代」「迭」「易」など数種の字が用ゐられる。

(二)カハル・カフにあてられる漢字は「替(替)」が大部分の場合を占める。

といふ二条にまとめられる。したがつて、巻第二にのみ見える「贊」は、この熱田本平

家物語内部に見ると、かなり特異な用字であり、それはやはり、「替」字との、臨時的な、あるいは不注意な状況ではおこりやすい誤りとみるべきであらうか。

この種の、転訛とでもいふべき現象は、すでに他にも例があるとするとすれば、「贊」字は、無条件に「替」字に訂正せられるべき運命にあるといつてよい。現代の用字の規範が、それをかたく支持してゐるのみならず、たとへば万葉集の本文にも、わづか乍ら例が知られてゐる。

即ち、極めて安易な方法で調査したところ、万葉集にも「替」の字の期待される個所に、「贊」(正字としては「贊」)の字が現はれてゐる場合のことが知られる。その一は、
〔巻十六、三八六九の歌の次にある左注〕

(前略) 容齒衰老、不堪海路、故來祇候願垂相贊。矣 (下略) である。志賀白水郎歌十首に係る左注の中の文字であるが、古写本における異文は、この字に関しては知られてゐない。この「贊」は、代匠記精撰本では、「替」の字の誤りであらうと論じてゐて、それがほど妥当な見解として容認されて来たと考へられる。「相替」の字面は、巻二十の防人歌の詞書にも見えてゐるから、「替」の字が、期待せられる場所であることは、明白である。したがつて、今日の万葉集研究者としても契沖の所見に、格別の異見が出ないばかりでなく、むしろその所見の当然を信ずるといふ次第であらう。(本稿筆者の管見にして、異論の存することを詳かにしないので、仮に上のやうに述べるが、大方の士の叱正を俟つ)

次に、

〔巻三、四三一〕

古昔有家武人之、倭文幡乃、帯解替而、廬屋立、妻問為家武……

の「替」を、細井本には「贊」ともある由である。細井本はもとよりその書写年代は近世に入つてからのものを多く含むのであるが、「替」と「贊」との代替現象の一例と認めることには妨げがない。而して、この細井本の「贊」も、万葉集本文としては、全く無視しても差支へなく、本文批判的な立場からは排斥されてゐるものであること、云ふをまたない。

右、わづかの例にすぎないが、国語史的事実として、また文字史上の実績として他にも存することは、「贊」を訓「カハル」「カフ」に充当する現象が、必ずしも無根といへないのみか、筆者をして、聊か背景の広く深いもの存することを思はしめるのである。

万葉集にかぎらず、いかなる文字作品でも、写本・版本の成立は、それぞれの年代に於ける作物といふ限定によつて、時代的用字法の陰影を必ず有するものであらうことが、漠然とは考へられて來てゐるが、訓詁上の格別の不可解を含むものでない限りは、いはゆる誤字説の合理主義も許されて來てゐる。右にかかげた万葉集の二つの、零細な場合は、すでに顧みる余地なきものとして整理されてゐるが、今、熱田本平家物語における、やはり零細な二例を取り上げて見ると、多少の願慮が必要になつて來るのである。すなはち筆者は、単

純に誤写・誤字と断定する、常識的な見解を疑つてゐるのである。

万葉集においてのみならず、一般に漢字の字種・字体および用法についての、時代的特性の探究と、歴史的展望とが、事態をより詳細に説明してくれるのではないであらうか。誤字といふ前に、なほ、手を尽すべき作業が残つてゐると考へられるのである。

文字史の研究が、まだ端緒すらを、確固と掌中に把握したとはいへない晦冥のさなかに歩んでゐる時に、ここにあへて一時代、一時期の、用字における規範意識にも拘はる問題を取上げるのは、「贗」字に「カハル」「カフ」の訓を与へなければならぬ例が、筆者の手許に、漸く増加してゆく勢になつたからである。いまだ十分の解決には達しないけれども。

さて、右に述べたやうに、カハル・カフ―贗の対応が、一見すると、万葉集の場合と同様に、熱田本平家物語でも頻度の稀な書き誤りといふことを一応考へさせるのであるが、更に、このやうな現象が、文献を観るにつれて、次の如く範圍がひろがるのである。先頃刊行した「今昔物語集」(日本古典文学大系のうち)の中に記したやうに、今昔物語集の古本系統の写本にも、「贗」を「カフ」とよむべき例を見る。

〔巻四 第三語 大系本二七一頁 一行目〕

其レガ生タラム金色ノ御子ヲ取贗ヘテ御子ヲバ埋ミ致シ

テム

〔巻四 第三語 大系本二七一頁 一六行目〕

其ノ生タル御子ヲバ物ニ押合テ取テ猪ノ子ニ贗ヘツ

この場合、従来は、やはり「替」の誤写または、誤字と見て校訂を加へるのが常道であつた。また「富山之記」(山田孝雄著「典籍雜攷」に収む)にも、

此猛勢而、稠入レ贗々々常攻責テ

の例を拾ふことができるが、なほ今後多くを見出し得るかと思される。なほ先にあげたやうに「スツ」の訓で「替」と「贗」とが括られる現象は「贗」の字の場合などが名義抄などによつてたしかめられるので、字体の近さが代替關係をたすけたことは考ふべきことであらう。

これらの諸例が、同一人によつて、無意識に犯された誤りまたは規範の弛緩とみることは出来ない。多数の人々に、時をこととして、所を異にして生じた現象である以上、この事象の解釈は、かなり困難である。しかし、同じ種類の現象が、他の字についても存することを指摘することができる。既に、それについて、多少の論考や報告を草したことがあるが、熱田本平家物語の用字の範圍で三・四の例をあげると、

〔巻二36ウ9〕烈參

〔巻三22ウ6〕終イニ烈シテ

〔〃 24オ9〕烈シテニ九卿ニ一

〔巻四3ウ10〕立テ烈ニ

〔巻五26オ3〕參烈シテ

〔〃 32ウ3〕批烈シテ

讀

- 〔卷六19才1〕引イ烈ヲ
- 〔卷二18ウ10〕〔卷二34ウ1〕御讀
- 〔卷二46才7〕〔卷六3才10〕叙讀

蜜

- 〔卷二5才8〕蜜キヒシケ成リツル
- 〔 // 1ウ9〕〔 // 5ウ4〕顯蜜
- 〔 // 12ウ3〕蜜キヒシカリケリ
- 〔 // 45才3〕蜜シツビツツ
- 〔卷六9ウ〕蜜シツハセテ

超

- 〔卷二9才3・9才7・25ウ7・26ウ6・27才3・33才9〕超メス
- 〔 // 29才4〕超メシカハス婦
- 〔卷五1才6〕被ケリメサ超
- 〔 // 7才6〕被ケリ超
- 〔卷八31ウ7〕超シツ三木曾一

などが、比較的、目に立つものである。今、煩をさけて全部の例を出さず、触目のもののみにとどめたが、これらはそれぞれに「列」「覽」「密」「召」などの、一般に考へられる通用字とともに存するのである。一般に規範と考へられるものと併存するといふ点においては、「贅」が「替」と併存することと同様の場合である。

右のやうな事例を、一般的に如何に考へるべきかの問題があるが、今、「贅」についてののみ、やゝ思ひ得てゐることを

述べる。それは、その用字の存在した時代の規範を示した文献によつて、評定するといふ方法である。すでに例を若干示して来たやうに、かなり広い範囲にわたる、またかなりの時期の幅が前後にわたつてゐる、用字であることは疑ふ余地がない。即ち、院政期から室町期までにおいて（江戸期もふくめる可能性が多いが）は、カハル・カフに「贅」を充当するところが、ひろく行はれたらしいのである。いふまでもあるまいが、ここでは、主として漢字を用ゐて書記するといふ限定が存在する場面が多い。

しからば、この時代の字書の類に、その「贅」は「カハル・カフ」の訓を与へられてゐるであらうか。

色葉字類抄によれば、然りである。その前田家藏本（三卷本）では

替カフカハル ○貸代易買交更…（中略）贅○變遷渝 又カハル
送…（中略）俊 己上替（○は印刷の都合上省いたもの）

の記事が、カの部分辞字門に見えてゐる。

右の色葉字類抄の記事が、その成立期たる院政時代の、用字法の、一往の基準と考へられるので、右の記事をさへ示せば、もはや事足りの感がないでもない。しかし乍ら、色葉字類抄には、本来十分な、語の用字・表記にかかはる基準制定の意図が存したであらうか、その点の保証が存しない限りは、色葉字類抄の内容は、たかだか、該時代における、用字・表記の現実の、反映に過ぎないかも知れないのである。

ただ、右の論から言つてよいのは、少くとも、カハル・カ

フと贅との対応を、もはや、単純に、誤写・誤記といふ問題として解消してしまふことができないといふ事である。同様に「烈」「讒」「蜜」「超」についても、保留して置くべきであるといふ判断が、適切なものとなるであらう。

「烈」は、類聚名義抄(仏下末51)に、すでに

烈 音列 サカユ アマル ツクノフ ツラナル

カウハシ(下略)

と見え、古今集筋切・真名本伊勢物語・延慶本平家物語などにも稀でなくあらはれることは、既にのべたことがあり(「真名本の意義」国語と国文学昭和三十三年十月号)、今昔物語集巻第一「満財長者家仏行給語第十三」の終末近くに

梵天・帝釈・四大天王其ノ左右ニ烈セリ(岩波古典大系本

82頁2行目)

とある。これは、同書の古本系統の諸本の一致した用字であるが、右にのべた、他の文献にも見える、ひろい範囲のものであり、加へて、名義抄にも見えてゐるところからすれば、決して流布本系統の一・二の本のやうに、「列」と訂すべき積極的な理由のないものである。もし、此を「列」と訂するならば、近世的・現代的規範意識にもとづく改訂といふ作業に帰するわけである。(因みにこの「烈」について古典大系本の補注における、「視覚面において多くのものが並んでいるという意識を強調したもの」といふ意見は、筆者の関知しなかつた処であつて、そのやうな考へ方を、十分に証明することはできない)

さて、名義抄に「烈」——ツラナルの対応関係が見えるとい

ふ事実を、どう解すべきか。字類抄に「贅」——カハル・カフの対応関係が見える事実と、ほゞ同種のこゝと云ひうるであらうか。かくして古字書における規範の意識が粗上へのぼせられなければならない。この点については、なほ、筆者には目下準備がないし、解明の方法を試みてはゐるが、成否が危ぶまれるので、すべて他日に任せることにする。

本稿で考へたことは、

(一) 用字は、その時代の、一般的用法の展望を得てはじめて正誤を論ずべきこと。

(二) 古字書の登録の、基準について再考すべきこと。

の二項に尽きるが、なほ補考として、次に一つの臆説を提出して批判を仰ぎたいと思ふ。

〔補考〕

字書は、新撰字鏡や字鏡・字鏡集のごとく「鏡」の字をその名に冠したり、漢土における竜龜手鑑(手鏡とも称する)のごとく「鑑」の字をその名に冠したりすることが少くない点からみて、元来、規範意識をもつて編修せられることが当然であつた。今日でも、字典・辞書の類は、一般に、文字・言語の規範を示すものと解せられることがあり、かつ編者自身に規範意識が極めて明瞭である場合も多いものである。しかるとき、右にのべて来たやうな「贅」をカハル・カフとよむやうな現象が、字書に登録せられてある事は如何に解すべきであらうか。

もし、色葉字類抄が、明確な規範意識に貫徹されてゐるものとすれば、たゞ一般的用法であるからといふだけで、無条件な、選択なしの登録が行はれるわけはなかつたであらう。この色葉字類抄自体について、やゝ詳しく見ると、かなりの規範意識がうかがはれる。たとへば、字体について「俗作……」と注したり、語形について「俗云……」と注したりしてゐる態度は、本体と変容・正字と俗字との區別を考へるが故に表はれるものであらうから、この字書に、規範を確立するとまで徹底したものが存しなかつたとしても、何らか、基準を立てておく——気づいた範囲の注意を払つて置くといふ配慮はあつたものといふべきではあるまいか。逆にいふと、「鏡」とか「鑑」とかいふ名を言さないで「抄」の名を負ひしかも、分類の施してあるものの意で、「色葉字類」の名を加へることをしてゐるからといつて、格別に、何らの規範の

意識をも排除して、抄出し分類しただけにすぎないものと考へることは不適當と思はれるのである。

右の点については、一層の精査を必要とするのであるが、この色葉字類抄の異本が、「世俗字類抄」「節用文字」の名を負つてゐるところ、及び、それぞれの内容が、字がすべての中心でなくして、語を基本にした、字集の性格を有するところと考へ合せて、その規範意識には、すでに「世俗」の水準から出たものが含まれ、必ずしも、平安時代前半期ごろまでのやうな、日本化しないもののみではなかつたかと考へられる。(なほ、本誌第三号「色葉字類抄疊字門の訓読の語の性質」の一文を参照せられたい) すでに、規範意識の弛緩または、日本的・時代的特性の存したことが前提としてみとめられるのではないか。